

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和8年2月2日（月）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
令和8年度当初予算について	3
令和8年度議会費予算について	9
定例会の提案事項について	10
予算特別委員会について	
(1) 正副委員長の選出について	10
(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について	11
(3) 委員の席次について	12
(4) 資料請求について	14
定例会の日程について	15
本会議の会議録署名議員について	16
本会議の説明員について	16
一般質問について	16
発言通告について	16
区議会だよりの発行協力依頼について	17
杉並区議会情報セキュリティ基本方針の策定について	18
議員研修の実施結果報告について	19

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和8年2月2日(月) 午前9時58分～午前10時46分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 山田 耕平 理事 ひわき 岳 理事 田中 朝子	理事 矢口 やすゆき 理事 中村 康弘 理事 奥山 たえこ
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 木梨 もりよし	副議長 川原口 宏之
出席理事者	副 区 長 渡 辺 幸 一 政策経営部長 伊 藤 宗 敏 総務課長 総務取扱 総務部参事 浅 川 祐 司	副 区 長 白 垣 学 総務部長 山 田 隆 史 財政課長 高 倉 智 史
事務局職員	事務局長 秋 吉 誠 吾 庶務係長 田 口 昌 実 議会法務 担当係長 武 士 清 亮 担当書記 森 菜穂子	事務局次長 村 野 貴 弘 調査担当係長 武 原 進 悟 議事係長 蓑 輪 悦 男

(午前 9時58分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、1月7日、1月14日、1月20日、1月23日の4回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《令和8年度当初予算について》

脇坂理事 次に、令和8年度当初予算について、理事者から説明がありますので、よろしくをお願いします。

副区長（渡辺） 本日は、令和8年第1回区議会定例会に御提案を申し上げる案件のうち、令和8年度各会計当初予算の概要につきまして御説明に上がりました。内容につきましては、政策経営部長より説明をいたします。

なお、当初予算以外の案件につきましては議会運営委員会で御説明を申し上げる予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

政策経営部長 それでは、私から令和8年度各会計当初予算につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明を申し上げます。

初めに、区政経営計画書の3ページをお開きいただきたいと思います。予算編成に当たりましては、首都直下地震等の発生に備え、区内建築物の耐震・不燃化の促進や震災救援所の質の向上に向けて備蓄品の充実を図るなど、区民の命と暮らしを守るための予算を計上したほか、将来にわたって安定的に区民福祉の向上を図るため、持続可能な財政運営の確保にも努めたところでございます。加えて、総合計画・実行計画において掲げました目標の達成に向け、計画事業ごとに必要な予算措置を行ったところでございます。以上、説明が3ページのところでございます。

次に、お配りしている資料のほうになりますが、令和8年度杉並区各会計当初予算の資料を御覧いただきたいと思います。先ほど申し上げました基本的な考え方に基づいて予算編成を行い、一般会計の予算規模は2,535億2,800万円で、前年度比79億2,500万円、3.2%の増となっております。

まず、歳入の主な増減の内容でございますが、まず増について、1の特別区税は、納

税義務者や区民所得の増により増収を見込んでおります。次に、9、特別区財政交付金は、原資となる調整三税等について、不合理な税制改正による法人住民税の国税化の影響はあるものの、堅調な企業収益による市町村民税法人分等の増などにより増収を見込んでございます。次に、13番、国庫支出金及び14番、都支出金につきましては、定額減税調整給付に係る都支出金の減はあるものの、保育施設に係る国庫支出金や都支出金の増などにより、それぞれ増収を見込んでございます。

一方、減でございます。3、利子割交付金及び7、自動車税環境性能割交付金は、令和8年度税制改正の影響により減収を見込んでございます。次に、11、分担金及び負担金は、令和7年9月から実施した保育料第1子無償化に伴う民営保育園費負担金の減などにより減収を見込んでございます。次に、20、特別区債につきましては、実行計画において活用を見込んでいた一部の事業について、現下の金利状況等を踏まえ、区債の発行を見送り、施設整備基金からの繰入金を活用することとしたことなどに伴う減収を見込んでおります。

次に、歳出の主な増減の内容でございます。

まず、増についてですが、4、保健福祉費は、区立児童相談所の整備に伴う投資事業の増や、公定価格単価の増による私立認可保育所への給付費等の増などにより、6、環境清掃費は、資源の回収の増や清掃一部事務組合分担金の増などにより、8、職員費は、ベースアップや定年退職者発生年度に伴う退職手当の増などにより、それぞれ増となっております。

一方、減でございますが、2、総務費は、防災・防犯用品カタログギフトに係る経費の改善などにより、3、生活経済費は、定額減税調整給付事業や国勢調査といった臨時事業の皆減などにより、7、教育費は、中瀬中学校の改築や富士見丘中学校の改築などの投資事業の減などにより減となっております。

次に、繰越明許費でございますが、令和9年4月執行予定の区議会議員選挙に係る経費の一部の執行が完了しない見込みのため、1事業1億8,500万円を繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、施設整備など事業が複数年度にわたるものとして、30事項、48億8,000万円を設定するものでございます。

次に、地方債でございますが、神明中学校の改築の財源として1事業、9億1,500万円を設定するものでございます。

資料の裏面に参ります。2ページを御覧ください。基本構想に掲げる8つの分野における主な施策について、令和8年度に取り組む主な事業を記載してございます。予算額

の大きいものを中心にその概要について御説明を申し上げます。

1つ目の防災・防犯分野でございます。

防災・減災の取組として、狹隘道路の拡幅や無電柱化を継続するとともに、木造住宅の精密診断や除却工事への助成拡充など、耐震化、不燃化を推進します。また、組立て式個室トイレやスポットクーラーについて、複数年での配備を予定していたものを、令和8年度に集中的に配備し、震災救援所の機能を強化します。さらに、第二次救援所に妊産婦・母子救援所機能を設け、支援体制を充実させます。擁壁倒壊事故を受けた対応としては、擁壁アドバイザー派遣事業に加えて、新たな安全対策工事費助成制度の創設や通学路、避難路沿い擁壁の調査を実施いたします。集中豪雨対策としては、グリーンインフラや流域治水を推進し、雨庭整備や仮称善福寺川流域治水フォーラムを開催いたします。

防犯の取組としては、安全パトロール隊による防犯パトロールや防犯診断の実施、街角防犯カメラの設置などを計画的に進めるとともに、今年度の補正予算で計上いたしました防犯機器等購入補助事業を令和8年度も継続実施するなど、犯罪を生まない安全なまちを築いてまいります。

次に、2つ目、まちづくり・地域産業分野でございます。

まちづくり分野の取組としては、堀ノ内・松ノ木エリアでのA I オンデマンド交通の実証実験を継続するほか、杉並区産M a s S「ちかくも」のさらなる活用を図ることに加え、施設運営パートナーズ制度による区立自転車駐車場6か所の管理運営を開始し、キャッシュレス決済や定期券のオンライン申請を導入するなど、地域交通環境の整備を推進します。また、区営住宅に落選した低所得の独り親や多子世帯を対象とした家賃助成や、低所得者への転居費用助成を引き続き実施するほか、セーフティネット住宅の登録を推進するなど、誰もが安心して住み続けられる暮らしやすい住環境の実現に向けた取組を推進します。

地域産業分野では、区内事業者の雇用や環境対策等を促進するための融資に係る利率を優遇する制度を創設するほか、デジタル技術を導入して、業務効率化等を図る事業者を支援するための新たな助成制度を創設するなど、長引く物価高騰に直面する区内中小企業者に対する支援を充実します。また、杉並区公式アニメキャラクターなみすけの20周年事業を実施するほか、区内アニメ制作会社と連携したP R イベントを実施するなど、にぎわいと活力を生み出す地域産業の振興を図ります。加えて、成田西2丁目に新たに取得する用地を活用して区民農園を新規開設し、区民が農に触れ合う機会を提供いたします。

次に、3つ目、環境・みどり分野でございます。

清掃・リサイクル分野の取組としては、区内一部地域で試行実施していた製品プラスチックの収集について、4月から区内全域での実施に拡大し、さらなるごみの削減や再資源化の促進につなげるほか、全国で火災事故が発生している二次電池につきましては、回収拠点を3か所増の計15か所とし、区民が利用しやすく、安全に回収、保管できる環境を構築します。

環境分野の取組としては、ユース世代を対象とした気候変動対策に関するワークショップを引き続き開催するとともに、気候区民会議からの意見提案を踏まえ、各家庭のコンポストで作った堆肥を農地等で活用する取組を新たに開始し、生ごみの資源化と都市農業の理解促進を図ります。

みどり分野の取組では、屋敷林などのまとまった緑の保全を図るため、保護樹木の剪定時に発生した剪定枝の処理にかかる負担を軽減する取組を新たに開始するほか、公園や公共施設での倒木等を未然に防止するため、樹木診断や樹木剪定の規模を大きく拡充し、健全な樹木の育成と施設利用者の安全確保を図ってまいります。

資料3ページに参ります。4つ目の健康・医療分野でございます。

区民の健康意識の動機づけや主体的な健康づくりを応援する総合的な健康アプリのさらなる充実を図るほか、女性特有の健康課題の解決に向けオンライン相談の充実を図るなど、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、令和7年11月から対象者及び助成金額を拡充したウィッグ購入費等の助成を引き続き実施し、療養生活の質の向上、就労継続、社会参加を支援します。加えて、感染症蔓延時に地域の専門人材が保健所業務を支援する仕組みであるIHEATに登録いただいた地域の方々を対象とした研修や、実践的な訓練の充実を図ることで、健康危機など有事の際に即応できる体制を構築してまいります。

次に、5つ目、福祉・地域共生分野でございます。

地域共生分野では、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、全庁横断的な推進体制により、仮称ジェンダー平等に関する条例の制定に向けた検討に着手するほか、ジェンダーギャップの解消や女性の健康支援の観点から、生理用ナプキンの無料配布施設を拡充いたします。

高齢者分野では、地域の実情に応じて住民等の多様な主体の参画の下、要支援等の高齢者の健康維持、推進や介護度の中重度化を抑制するため、中長期的な視点に立って介護予防・日常生活支援総合事業を見直し、充実に取り組んでまいります。また、高齢者総合相談窓口ケア24の開所時間を変更し、日中に相談しやすい環境を整えるほか、高

齢者補聴器購入費助成の充実を図ります。さらに、昨年度実施した介護サービス事業所等実態調査の結果等を踏まえ、介護職員、介護支援専門員に対する居住支援補助や介護人材の採用活動に対する補助を新たに創設するなど、ケアする人をケアするという観点から、介護サービス基盤の充実に取り組みます。

障害者分野では、障害福祉サービス事業所等に対する人材確保支援の充実を図るほか、屋外での移動が困難な障害のある方が余暇活動や通学など、希望するときに希望する場所へより行きやすくするため、移動支援事業を見直し、支援の充実を図ります。

次に、6つ目の子ども分野でございます。

児童相談分野では、本年11月に開設する区立児童相談所において、子供の最善の利益の下、専門的な知識、技術を要する相談支援や法的権限を伴う一時保護、施設入所措置等を行うとともに、新たに社会的養護自立支援拠点事業や包括的な里親養育支援の取組を開始します。また、子ども家庭支援センターでは、ケースワーカー業務のDX化を進め、ケース対応に注力できる環境を整備するなど、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の充実を図ってまいります。

子ども政策分野では、区立児童相談所の開設に伴い、児童福祉審議会を設置し、入所措置等の認定や新規保育所の設置認可等の事務を適切に実施するほか、こども性暴力防止法の施行を見据え、子供の安全対策を実施するなど、子供の安全確保と権利侵害の防止を図るための環境整備に取り組みます。

地域子育て支援分野では、これまで未就学児を対象としていたベビーシッター利用支援事業の補助対象を小学校3年生までの病児、病後児及び学童クラブ待機児童に拡大し、区民サービスの向上を図ります。さらに、都内共通受診方式により、産婦健康診査及び1か月児健康診査の健診費用の助成を開始いたします。

保育分野では、こども誰でも通園制度について、区立保育園における実施園を3園から19園に拡大をいたします。

児童・青少年分野では、旧若杉小学校跡地への中高校生機能優先児童館の整備に向けた設計に着手するとともに、子どもの居場所づくり基本方針に基づき、放課後等居場所事業を新たに9校で開始するほか、児童館の機能強化の検討や乳幼児の居場所機能の充実を図ります。学童クラブの待機児童対策については、今後も待機児童が多く見込まれる地域で新たに民間施設を活用した区立学童クラブの整備等を進めます。このほか障害児支援の取組として、中学生以降の放課後等の居場所として、済美養護学校の生徒を対象に、スポーツや文化活動等の多様な体験ができる場を確保するモデル事業を開始します。

資料の4ページに参ります。7つ目、学びの分野でございます。

学校教育分野では、令和7年度に導入いたしましたエデュケーションアシスタントのさらなる増員に加え、試行的に区費時間講師を追加配備するなど、授業の質の向上や職員の働き方改革を推進します。学校部活動の取組では、令和7年度に富士見丘中学校でモデル的に取り組んだ学校支援本部によるスポーツ・文化芸術活動の取組を他の10の中学校にも広げ、部活動の地域展開を進めます。特別支援教育や不登校支援の取組では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを拡充し、相談支援体制の強化を図るほか、学びの多様化学校の令和10年4月の開設に向け、基本設計に着手するとともに、教育課程等の検討を進めてまいります。加えて、いじめをはじめとする学校問題の対応など、複雑多様化した学校諸問題への支援を行うため、新たに学校問題対応専門弁護士を配置し、法律に基づく専門的な支援を強化します。

地域活動支援の取組では、町会・自治会の活動の活性化や役員の負担軽減、担い手不足といった課題解決に向け、町会・自治会の情報伝達、共有に係る運営支援システムを試験的に導入し、実証実験を行うほか、長寿命化改修工事を実施している荻窪地域区民センターにつきまして、令和8年10月にリニューアルオープンする予定でございます。

次に、8つ目、文化・スポーツ分野でございます。

文化分野の取組としては、多文化共生基本方針に基づく具体的な取組として、行政、地域、外国人をつなぐ役割を果たす多文化共生キーパーソンの育成や、多言語で問合せができる新たな3者通話サービスの導入を図るほか、新たに本年9月に、多文化共生拠点事業を開始し、日本語の学習支援や生活相談、地域との交流事業等に取り組みます。

また、平和施策では、昭和63年3月の杉並区平和都市宣言から40年の節目を迎える令和10年に向けて、区民懇談会を設置し、若者を含む区民の意見を聞きながら、今後の平和事業の在り方や戦争の悲惨さを次世代に語り継ぐ手だてなどを整理、検討していきます。

スポーツ分野の取組では、子供の体力向上と居場所の充実を図るため、夏季期間のプールを除き、子供の体育施設の一般使用料等は無償化します。また、下高井戸おおぞら公園スポーツコートの開設に向け着実に準備を進めるとともに、旧杉並中継所跡地を活用した仮称井草アーバンスポーツ施設の設計に着手するなど、子供から大人まで様々な区民が多様なスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。

以上が予算の基本的な考え方と一般会計予算の概要、令和8年度の主な事業でございます。

次に、資料の下段のほうを御覧ください。各特別会計当初予算でございます。

国民健康保険事業会計は、予算規模529億円余、対前年度比7億8,000万円余、1.5%の増、介護保険事業会計は、予算規模474億円余、対前年度比13億5,000万円余、3.0%の増、後期高齢者医療事業会計は、予算規模178億7,000万円余、対前年度比16億3,000万円余の10.0%の増となっております。

以上で各会計当初予算の説明を終わります。

私から最後になりますが、当初予算にも関連いたします杉並区実行計画等の一部修正について御説明を申し上げます。

昨年12月の総務財政委員会におきまして、計画案を御説明したところでございます。その後、区議会への説明を経た上でパブリックコメントを実施し、その結果等を踏まえまして、このたび、杉並区実行計画等の一部を修正いたしました。つきましては、この内容等につきまして、第1回区議会定例会の会期中、御報告をさせていただければと存じております。

私からは以上です。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、理事者の方は御退席いただいて結構です。

《令和8年度議会費予算について》

脇坂理事 次に、令和8年度議会費予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和8年度予算総額は8億4,969万円余、対前年度比102.6%、2,143万円余の増となり、予算内訳は表のとおりでございます。10月15日の議運理事会で御説明した内容から査定等を受けて変わった点について、右の欄、予算の内容等の星印の項目について御説明をさせていただきます。

初めに、議会費の事業名1、区議会の運営、執行項目2、議会及び委員会経費、執行細項目1、旅費についてでございます。委員会行政視察旅費は例年執行残が出ており、7年度予算についても減額補正を行うところです。こうしたことから、8年度の旅費については、過去10年間の執行状況を踏まえて足りる額として394万円余の予算となり、168万円余の減の査定を受けているところでございます。

続いて、執行細項目6、管理事務費についてです。第3委員会室の机の買替え費用1,332万円余は要求どおり予算化されています。

続いて、執行項目3、議会広報費、執行細項目4、区議会ホームページについてです。常任・特別委員会の録画配信に関わる経費は、要求どおり863万円余の増額で予算化さ

れています。なお、インターネット環境の向上等として要求した経費については、早期に対応するものとして、7年度予算の執行残で賄うこととしました。

続いて、事業名2、区議会議員報酬、執行細項目3、共済費についてです。議員年金の受給者が減少したことに伴い、負担率が減り、負担金が減少しています。

続いて、事務局費の事業名1、区議会事務局の運営、執行細項目1、旅費についてです。行政視察の随行旅費についても、議会費と同様の理由で42万円余の減額となっています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、来年度の議会費につきましては説明のとおりですので、御了承願います。

《定例会の提案事項について》

脇坂理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。区長から、条例19件、規約の変更1件、令和7年度補正予算4件、令和8年度当初予算4件、人権擁護委員候補者の推薦3件、専決処分の報告1件、以上32件の案件が提出される予定となっています。除斥対象の案件がないかどうか、明日2月3日に議案が配付される予定となっていますので、漏れのないよう、各議員で確認のほどお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件については、明日開催の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認いただき、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますよう、各会派の議員へお伝えください。非交渉会派については事務局から説明をお願いします。

《予算特別委員会について》

(1) 正副委員長の選出について

脇坂理事 続いて、予算特別委員会についてです。

初めに、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 正副委員長の選出は、申し合わせにより、委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派から選出しています。これでよろしければ、個名を2月6日金曜までに事務局にお知らせいただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、正副委員長の選出については説明のとおりといたします。維無と公明の各会派は、2月6日までに事務局に個名をお知らせいただくようお願いします。

(2) 会派別質疑持ち時間表（案）について

脇坂理事 続いて、会派別質疑持ち時間表（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 1月7日の議会運営委員会において、令和8年予算特別委員会の日程及び質疑持ち時間について御承認いただいたところです。その後、1月15日付で会派の異動があったため、異動内容を反映させた予算特別委員会の審査方法についての修正案を作成しました。

資料3-1を御覧ください。裏面、5、(5)の網かけ部分に変更となった箇所がございます。また、それらを基に資料3-2のとおり、各会派別の質疑持ち時間表の案を作成していますので、御確認のほどお願いいたします。持ち時間は例年どおり、各ブロック、議員1人当たり6分、全審査時間のおおむね40%を質疑時間とし、残り60%を答弁時間として計算しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件は明日開催の議会運営委員会でも確認することといたします。

なお、1月7日の議会運営委員会理事会において、予算特別委員会の審査区分における質疑の在り方について協議を行い、質疑に当たっては、審査区分に沿った質疑、特に第1ブロックの歳入款について、款に沿った質疑をしっかりと行うように徹底していくことを確認したところです。改めまして、款ごとの審査区分に従って質疑を行っていただくよう、また意見開陳につきましては、これまでと同様に1会派当たり20分以内に収めていただきますよう、あらかじめ各会派の御協力をお願いいたします。予算特別委員

会の委員長には私からもお願いをしたいと思います。非交渉会派には事務局からお伝え
いただきたいと思います。

(3) 委員の席次について

脇坂理事 続いて、委員の席次について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。会派の枠組みを考慮した上で作成した席次（案）で
ございます。おおむね前回の決特と同様の案としていますが、昨年の決算特別委員会か
ら会派の構成等に変更があり、非交渉会派の人数が増えるなどしたため、資料のとおり、
公明と維無の枠組みを変更しています。この案を基に御協議いただき、本日の理事会で
枠組みをお決めいただきたいと思います。また、各会派の個名を2月6日金曜までにお
知らせくださるようお願いいたします。提出用の記入用紙は、本日配付資料の最後に添
付しています。

なお、非交渉会派については、理事会の協議がまとまり次第、空いている枠で調整の
予定でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

中村理事 この資料4ですけれども、席次に関してなんですけれども、発言者席の左斜め
下のところが、前回、様々、発言の真後ろで、結構距離が近いもので、いろんな不規則
発言とか、近いので、席を空けてくれないかというふうな声が若干ございまして、前回
決算特別委員会的时候には、すぐ後ろの2列の前から2列目が空いていたということも
ありましたので、基本的に非交渉会派の方に聞いていただく形になるんですが、今回、
もし皆様のほうで御理解いただけるのであれば、発言者席の左下、ここは空席という形
で御提案いただけないか、そういうようなところで皆さんに御相談したいと思ってお
ります。

脇坂理事 ただいま中村理事から御発言がございましたけれども、御意見はございますか。

奥山理事 大賛成です。

脇坂理事 一応確認をしておきますけれども、本会議の席次について、今現在は、定数に
も満たない状況ですし、昔の議員定数の流れから席が幾つか余っているような状況です
けれども、どういった決め方をしているか、事務局から説明をお願いします。

議事係長 本会議の議席のほう……。

脇坂理事 本会議場の話です。

議事係長 長年の各会派の配置を基に、改選後は代表者会議で枠を決めていただいて、非

交渉会派、少数会派のところには、また、その中で御協議いただいて決めているという実態です。

以上です。

脇坂理事 といいますのは、まずは交渉会派のほうで大枠の枠組みの席を決めた上で、もともと非交渉会派の意向は確認しつつも、その空いている席の中から、皆さんが選んでくださいねという慣例だったという認識でいますけれども、例えばこの席は、最初から、今、中村理事の提案があったように、使わない席なんだよというような指定をしていたのかどうなのか、そこら辺のところの確認をしたいと思います。

議事係長 本会議の前列のほうは余っている席が確かにありますが、ちょっと記憶は定かではないんですが、ある程度交渉会派の中でも御協議いただいた上で、こちらを動かしたほうがいいんじゃないかというようなところで、枠組みを決めたような記憶が若干ありますが、細かいところまで、いつの話だったかちょっと記憶も定かではないんですけれども、若干ある程度枠組みを決めた上で、少数会派にも提案していたように思い出すところですよ。すみません、ちょっとはっきりしたことは申し上げられません。

脇坂理事 何でそんなにまどろっこしい答弁なのか分からないんですけれども、要するに、今本会議場ですと、2番か何かの席が空いているんですよ。あれは本当は寄せたほうが合理的だったりするんじゃないかというふうにも感じますけれども、あれは少数会派の皆さんが、自分たちで席を決めて、あそこを意図的に空けているんだという認識でいるんだと、私はそういうふう感じていたんですけれども、今の中村理事の提案をどういう形で、例えばですけれども、少数会派の皆さんが、そんなことを言われたって、僕はここに座りたいんだよというような意見があったときに、いや、これは交渉会派の決定だからということで話を通すことができるのかどうか、そういったところの展開を気にしているということです。何か答弁があればお願いします。

議事係長 今までそういった例がないので、今ここで、例えばこれが理事会での意見だ、ここは使わないということでもし意思決定されれば、それを基に非交渉会派の場でそれをそのまま伝えるということはあるかなと思うんですが、それに対して、それを納得されるかどうかというのは、また別な話になろうかなと思います。

事務局次長 基本的には、交渉会派の人を先に決めて、残りを非交渉会派の方に決めていただいているので、理事会でこういう意見はありましたというのはお伝えできると思うんですけれども、あとは非交渉会派の方がどういう御判断をされるのかなということになろうかなと思います。

脇坂理事 今の次長からの説明を踏まえて、いかがでしょうか。

中村理事 今提案させていただいたのは私の個人的な意見なので、まず最終的には、交渉会派のほうで決定いただくという前提で結構なんですけど、少なくとも今この場でそういうふうな理事会としての意見として非交渉会派に伝えるかどうかだけ、ちょっと確認させていただければと思うんですけれども。奥山理事からは賛成という旨を御連絡いただいておりますけれども、ほかの皆さんはいかがでしょうか。

矢口理事 私どもも問題ありません。

山田理事 私たちも大丈夫です。問題ないです。

ひわき理事 賛同いたします。

田中（朝）理事 同じです。

脇坂理事 いま一度その賛同の内容をもう一度確認したいんですけれども、これは理事会の総意としてその席を空けるということなのか、少数会派に対してこのことを伝えることに賛成なのかということだけ、もう少し明確にしておいてからのほうが事務局としても話をしやすいのかなと思うんですけれども、含めていかがでしょうか。

中村理事 先ほどの脇坂理事と係長とのやり取りからしても、これはこちらで決定できる話ではないので、あくまでもそういう形で打診してはいかがかという総意だというふうに私は理解したんですけれども、それで問題なければ進めていただければと思います。

脇坂理事 では、皆さん、今の中村理事の御発言どおりということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、そのとおり事務局のほうで御対応をお願いしたいと思います。

それでは、ただいま御意見をいろいろ伺ってまいりましたけれども、席次については案のとおりとすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのように決定いたします。各会派は個名を2月6日金曜日までに事務局までお知らせください。

(4) 資料請求について

脇坂理事 続いて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。それでは、資料を基に説明をさせていただきます。

1、資料請求にかかる日程ですが、資料請求受付期間は(1)に記載のとおりで、1月7日の議運理事会から変更はございません。請求は、作成が終わったものから順次御提出いただき、提出が最終日に集中しないよう御協力をお願いします。資料配付は(3)のとおり、3月2日月曜正午頃から順次送付を予定しています。資料の提供は、(4)に記

載のとおり、LINE WORKS のトークに資料のデータを送付します。また、送付したデータは、LINE WORKS の容量を圧迫させないために、予特終了後、掲示板等でお知らせの後、削除をいたします。

2、資料請求書の記載等についてですが、区は超過勤務の縮減など、仕事と家庭の両立に向けた環境整備を推進しています。請求内容は十分に精査いただき、早期提出の御協力をお願いします。その他記載の事項を御確認いただき、会派で共有をお願いいたします。

裏面を御覧ください。資料請求書の見本をつけさせていただいていますので、これらを参考に作成をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおり、請求内容の重複がないよう十分精査いただき、内容は具体的かつ明確に記載をお願いいたします。また、対応職員の業務負担等もございますので、請求書の早期提出に御協力をお願いいたします。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。1月7日の議会運営委員会で決定した内容からの変更点ですが、DX・議会改革に関する特別委員会委員長から、参考人招致の議決のため、2月16日月曜、本会議終了後に委員会を開催したいと伺っていますので、資料の網かけ部分を追加しています。また、先ほどの当初予算説明で理事者から説明があったとおり、実行計画等の一部修正について、第1回定例会の会期中に報告することです。昨年、総合計画等を改定した際と同様に、2月19日本会議中日の終了後に予定している予算特別委員会正副委員長互選の後、計画の一部修正の説明を受け、質疑については予算特別委員会の関係する款の中で、予算審議と併せて行うこととしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のあったとおりの日程とし、実行計画等の一部修正については、中日の予算特別委員会において、正副委員長互選後に説明を受け、その質疑については、予算特別委員会の関係する款の中で新年度予算案と併せて質疑を行うこと

とします。これらの件については、明日開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

脇坂理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料7を御覧ください。第1回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりです。なお、本会議の日程が追加された場合などは改めてお知らせします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件については、よろしくお願ひいたします。

《本会議の説明員について》

脇坂理事 次に、本会議の説明員について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 1月1日付で選挙管理委員会委員長に与島正彦氏が就任しており、本会議に出席する予定です。また、予算審査のため財政課長が入る予定です。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件については、御承知おき願ひます。

《一般質問について》

脇坂理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 一般質問の通告については、2月3日火曜午後1時から6日金曜午後1時までの受付となります。初日、2月3日火曜午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合はくじ引で順番を決めさせていただきます。6日金曜、最終日、最終希望者についても同様の扱いとさせていただきます。通告が最終日に集中する傾向がありますので、早めに通告くださるよう御協力をお願いします。また、明日、2月3日火曜の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、明日開催の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については事務局で確認をお願いします。引き続き早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

脇坂理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 いずれも発言通告は2日前の午後5時までとなります。本会議初日、2月12日木曜の発言通告は2月9日月曜午後5時まで、中日、2月19日木曜の発言通告は2月17日火曜午後5時まで、最終日、3月19日木曜の発言通告は3月17日火曜午後5時までとなります。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、発言通告の期限については、明日開催の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

脇坂理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料8を御覧ください。区議会だより第279号については、1定の代表質問、一般質問、予算特別委員会の意見開陳の内容を中心に、5月1日の発行を予定しています。質問原稿の提出等、資料2枚目の発行計画案に従い、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、区議会だよりのイラストについて、令和7年第1回定例会号からデザインの受付等を全議員に周知する取扱いとしたところですが、持込みイラストにおける印刷会社との調整や、著作権法上の確認など、当初予定していなかった課題が見受けられるようになりました。このため、広報委員会では、イラスト掲載の在り方について会派意見聴取を行い、運用の見直しについて検討を行ったところです。

広報委員会における議論を踏まえ、今般、今後のイラスト掲載の運用を決定しました。その内容は、①原稿内容と関係性のあるイラストを事務局が選び、原稿を寄せた全議員の枠に配置する。②議員からイラストの図案の希望、持込み、非掲載、非掲載に伴う掲載文字数の増は受け付けないものとする。新しい運用は、令和8年第1回定例会号から適用しますので、御理解、御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件につきましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。

《杉並区議会情報セキュリティ基本方針の策定について》

脇坂理事 次に、杉並区議会情報セキュリティ基本方針の策定についてです。

この件は、1月7日の議会運営委員会理事会で事務局から説明があり、各会派に持ち帰って検討していただくことになっておりました。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長 地方自治法の一部改正により、令和8年4月1日から普通公共団体の議会及び長は、サイバーセキュリティーを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じなければならないものとされました。このため、サイバーセキュリティーを確保する方針を含む情報セキュリティ基本方針を策定することとし、1月7日の議運理事会で方針案を提示させていただいたところでございます。

資料9を御覧ください。さきの議運理事会で配付した杉並区議会情報セキュリティ基本方針（案）と同じ資料でございますが、改めて説明をさせていただきます。基本的な内容は、区が定める基本方針とほぼ同様ですが、6、情報セキュリティ対策の項において、議会事務局に係るセキュリティ対策と議員に係るセキュリティ対策を分けて定めることとしています。議会事務局については、区長部局と同様の情報インフラを利用していることから、区が定めるセキュリティ対策を踏襲することとしています。議員については、貸与パソコン端末や議会のインターネット回線について、現状のセキュリティ対策をまとめ、方針に盛り込むこととしましたが、このことによって、パソコン使用等における取扱いが変わることはございません。方針の策定に向けて、引き続き御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 続いて、各会派から出た意見について、報告をお願いします。

矢口理事 私たちの会派はこの内容で問題ありません。

山田理事 私たちの会派も同じく問題ありません。

中村理事 私どもの会派から若干質問が出まして、「セキュリティ対策を推進する組織体制を確立」とあるんですが、これは議員も含まれるのか、もしくは事務局で構成するかという質問がありまして、個別に田口係長のほうに確認させていただいたら、事務局のほうでその組織体制を確立するということで了解しました。それ以外は特に問題ありません。

ひわき理事 私たちの会派はこちらで問題ないと思います。

奥山理事 問題ありませんが、ちょっと質問があります。先ほど御説明がありましたが、議員のシステムと、あと執行部、それから執行部と事務局ですけれども、議員とはファ

イアウオールでたしか区切られていて、だから、一緒にはなっていないというので、少し安心しているんです。私たち議員が留意するべきこととすれば、昔は割とファイルを添付して送るということは結構多かったですけども、例えば予特なんかの資料請求のときに、ワードを添付したりとかしていましたが、今はもう何かシステムができたので、添付はしなくて済むようになったので、その分安全になったのかなど。つまり何が聞きたいかという、私たち議員が気をつけることは、ファイルにウイルスがついているとか、そういうことにならないために気をつけるぐらいでよろしいのでしょうかということなんです。

庶務係長 もともとの貸与パソコンにつきましては、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる、これは事務局のほうで行うべき事項として定めております。皆様方におかれましては、運用のところで別に定める使用基準、要は杉並区議会貸与パソコン端末使用基準というのを定めておるところですけども、そこで不正対策プログラム、ウイルス対策とかのプログラム、それを適宜アップデートするというようなことがたしか定められたと思いますので、それらについて適宜適切に行っていただくようお願いする次第です。

田中（朝）理事 これで大丈夫です。

脇坂理事 それでは、案がまとまったようでございますので、情報セキュリティ基本方針については、この案のとおりとするということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、本件については次回以降の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。なお、非交渉会派には、事務局から説明をお願いいたします。

《議員研修の実施結果報告について》

脇坂理事 次に、議員研修の実施結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 12月8日に実施した議員研修の結果について報告をさせていただきます。

資料10を御覧ください。資料の1、実施内容、2、実施方法及び期間については記載のとおりです。

3、受講者数ですが、全議員47名が受講し、実施形態の内訳は、対面集合型40名、動画視聴7名でございました。

4、研修アンケート結果については36名から回答があり、研修の評価としては、おおむね良好でございました。

詳細については資料を御確認ください。本件については、明日の議会運営委員会でも

報告いたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この件は明日開催の議会運営委員会でも確認することといたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午前10時46分 閉会)